

茂経農第331号
令和7年12月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茂原市長 市原 淳

市町村名 (市町村コード)	茂原市 (122106)
地域名 (地域内農業集落名)	上太田地区 (上太田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月5日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地は基盤整備が行われておらず、地域内に所有者が点在し、1区画の圃場面積が狭く耕作しにくい。また、現在自作している人のほとんどが高齢者であり後継者がいない状況で、貸出希望の人が多くなっている。経営体が耕作しやすい圃場の整備と、新たな農地の担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水田が9割以上を占めており、今後も水稻の生産を行っていきたい。そのため畦畔を取り除く区画拡大整備等を行い、耕作者がより耕作しやすい圃場を作っていく。また、今後多くの担い手が認定農業者になれるように推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して新規集約面積の拡大を進めると共に、認定農業者や担い手への集積を進めていく。今後も地域内で協議し、集積集約を目指していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸し付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手ニーズを踏まえ、農用地の大区画化・汎用化等に向けて、引き続き検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農の促進について、将来的な担い手の育成・確保に向け、国や県その他各種事業を活用し、新規就農時の経営負担軽減を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用

農協等の機械や施設を、積極的に活用・委託していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシの被害が拡大しないよう防止柵を設置し、目撃情報や被害情報の情報収集に努め、速やかに対応できる体制を構築する。また関係機関（茂原市役所・猟友会）と連絡を密にする。
- ⑦定期的な草刈り等の保全管理に取り組む。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況等を考慮し、出荷・調整施設等農業用施設の集約化を進める。
- ⑩農業耕作地の中央を流れる「阿久川」に生息する「ミヤコタナゴ」については、河川の環境を良好に保持し、保護に努める。